

愛知学院大学学位規則

(目的)

第 1 条 この規則は、愛知学院大学大学院学則に基づき、愛知学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、下記のとおりとする。

修士(文学)
博士(文学)
修士(心理学)
博士(心理学)
修士(健康科学)
博士(健康科学)
修士(商学)
博士(商学)
修士(経営学)
博士(経営学)
修士(経済学)
修士(法学)
博士(法学)
修士(総合政策)
博士(総合政策)
博士(薬学)
博士(歯学)

(学位授与の条件)

第 3 条 1 修士の学位は、所定の課程を経て学位論文を提出した者で、広い視野に立って精深な学識を修め、かつ、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有すると判定されたものに授与する。

2 博士の学位は、所定の課程を経て学位論文を提出した者で、専攻分野において新知見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動、又はその他の著しく高度の専門的業務に従事しうる能力及びその基礎となる豊かな学識を有すると判定されたものに授与する。

3 前項に定める者のほか、博士の学位は、大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(論文の提出)

第 4 条 1 第 3 条第 2 項の規定により学位論文の審査を請求するときは、論文に申請書を添えて、各研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 3 項の規定により、博士の学位の授与を請求するときは、学位申請書、論文の要旨、履歴書及び論文審査手数料を添え、学位の種類を指定して、論文を各研究科長を経て学長に提出しなければならない。論文審査手数料については別に定める。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、教育課程を修了したのみで退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも前項の規定による。ただし、退学後 1 年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を免除することができる。

4 前 2 項の規定により提出した論文及び納付した論文審査手数料は還付しない。

(論文)

第 5 条 1 前条第 1 項第 2 項又は第 3 項の規定により提出する論文は、1 篇とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(研究科委員会の指定)

第 6 条 第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により、論文の提出があったときは、学長は大学院各研究科委員会の議を経て、その受理を決定し、その論文を審査すべき研究科委員会を指定し、これにその審査を付託する。

(審査委員会)

第 7 条 前条の規定により、論文の審査を付託された研究科委員会は、研究科の委員 3 名以上の審査委員会を設ける。

2 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず他の研究科の委員その他前項以外の教員を審査委員会の委員のうちに加えることができる。

(論文の審査、試験又は学力の確認)

第 8 条 審査委員会は、論文の審査とともに論文を中心として、これに関連のある科目について最終試験又は学力の確認を行う。

2 前項の最終試験方法は口述又は筆記とする。

3 第 3 条第 3 項の規定により博士の学位を請求する者については、学力の確認を行うため、口述又は筆記による試問（外国語 2 種類を含む。）を行う。

(学力確認の特例)

第 9 条 第 4 条第 3 項の規定により学位の授与を申請する者が退学してから各研究科所定の年限内に論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第 10 条 審査委員会は、第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により論文が受理された日から 1 年以内に、論文の審査、ならびに試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を 1 年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第 11 条 審査委員会は、審査を終了したときは、直ちに審査の要旨とその結果を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第 12 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。ただし、休職又は海外出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと議決するには、無記名投票により出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第 13 条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その研究科委員会の科長は、論文とともに論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果及び学力の確認の結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 14 条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 学位記の様式は、別表 1 及び 2 のとおりとする。

(学位論文の要旨等の公表)

第 15 条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 月以内に、その学位論文の内容及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 16 条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内に、その学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、インターネットの利用により既に公表したときはこの限りでない。

2 やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表する。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 学位授与後に学位論文を公表する場合には、愛知学院大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第 17 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会において前項の議決をするには、委員全員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。ただし、休職又は海外出張のために出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

(登録)

第 18 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関して必要な事項は、各研究科で定める。

(規則の改正)

第 20 条 この規則の改正は、大学院委員会において行う。

附 則

本規則は、昭和47年2月4日から施行する。

この改正は、昭和47年5月19日から施行する。

この改正は、昭和49年7月5日から施行する。

この改正は、昭和51年12月10日から施行する。

この改正は、昭和55年3月21日から施行する。

この改正は、平成3年7月1日から施行する。

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

別表 2

第 号	愛知学院大学長 ○○○○	年 月 日	本 大 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 （ ○ 学 ） の 学 位 を 授 与 す る	氏 名 生 年 月 日	学 位 記
--------	-----------------	-------------	--	----------------------------	-------------